

## ○大阪市立大学杉本地区構内交通規制実施取扱い要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪市立大学杉本地区構内交通規制実施規程（以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、構内における交通規制の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構内入構承認申請書及び承認証)

第2条 規程第3条第1項に規定する承認申請書とは杉本キャンパス車両構内入構承認申請書（様式第1号）とし、承認証とは杉本キャンパス車両構内入構承認証（様式第2号）とする。

また、規程第3条第3項に規定する（仮）承認証とは、杉本キャンパス構内（仮）入構承認証（様式第3号）とする。

- 2 承認証の交付を受けた者は、承認証を他人に貸与若しくは譲渡、又はこれを改ざんしてはならない。
- 3 承認証の交付を受けた後に、交付を受ける資格を失った場合は、すみやかに無効となった承認証を返還しなければならない。
- 4 規程第3条第3項により（仮）承認証の交付を受けた者が虚偽の申請をしたことが判明したときその他承認証の交付を行うことが適当でないと認められるときは、承認証の交付を行わないことができる。

(承認証の有効期間)

第3条 承認証の有効期間は、承認証に記載された期間とする。

(承認証発行の報告)

第4条 承認証を交付する所属長等は、交付を受けた者の氏名等を月毎にまとめたうえで、理事長あてに報告しなければならない。

(自転車登録申請書及び登録証)

第5条 規程第3条第1項に規定する登録申請書とは、杉本キャンパス自転車登録申請書・誓約書（様式第4号）とする。ただし、規程第4条第2項第2号に該当する者が申請する場合は、杉本キャンパス自転車登録申請書・誓約書（学術情報総合センター利用者用）（様式第5号）により理事長に申請を行うものとする。また、規程第3条第1項に規定する登録証とは、杉本キャンパス自転車登録証（様式第6号）とする。

- 2 登録証の交付を受けた者は、その登録証を他人に貸与若しくは譲渡、又はこれを改ざんしてはならない。
- 3 登録証の交付を受けた者は、自転車の後方から容易に視認できる箇所（後輪泥除け部附近等）に登録証を貼り付けなければならない。
- 4 規程第4条第2項第1号による申請者のうち、通学証明書の交付を受けている学部学生及び大学院生等は、杉本キャンパス自転車登録申請書・誓約書を提出する際に通学証明書を提示しなければならない。

(登録証の有効期間)

第6条 登録証の有効期間は、登録時から当該年度の年度末までとする。

(構内利用規制)

第7条 規程第6条第1項に規定する駐車区域並びに車両の乗入禁止は、別図第1のとおりとする。

2 規程第6条第2項に規定する駐輪場の位置は、別図第2のとおりとする。

(経費負担金)

第8条 規程第4条第2項第1号に規定する資格により登録申請を行う者は、構内における自転車の整理等に伴う経費として負担金年間1,000円を現金で納付しなければならない。ただし、自転車登録用在学証明書の交付を受けることができる者については、自転車登録用在学証明書を提出することとする。

2 既納の経費負担金は、返還しない。

(警告書)

第9条 規程第7条第1項第1号により、理事長は違反車両等に警告書(様式第7-1号)を貼付することができる。ただし、長期間にわたり正当な理由もなく放置された車両には警告書(様式第7-2号)を貼付し、貼付後3ヶ月以上放置されたままの状態である車両に対して、規程第7条第1項第5号により当該車両を廃棄することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(要項及び細則の廃止)

2 大阪市立大学杉本地区構内交通規制実施要項、大阪市立大学杉本地区構内自転車登録制実施要項及び大阪市立大学杉本地区構内自転車登録制実施要項施行細則は、廃止する。

附 則

この要項は、平成27年9月1日から施行する。